

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称・^{ニッカ}日化メンテナンス株式会社
 住所 ・東京都千代田区東神田2-5-12
^{フリガナ}代表者氏名 ・代表取締役 ^{ミドウ}近藤 ^{ムネヒロ}宗浩
 電話番号 03-5839-2526
 FAX番号 03-5833-7064
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

- 氏名又は名称 日化メンテナンス株式会社
- 住 所 東京都千代田区東神田2-5-12
- 代表者氏名 代表取締役 近藤 宗浩

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ニック 日化メンテナンス株式会社	オオサカエイギョウシヨ 大阪営業所	
住 所	大阪府東大阪市中新開2-5-7		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役	コンドウ ムネヒロ 近藤 宗浩	
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
- 代表者変更 - 役員変更	代表取締役 戸井 信一 別紙の通り	代表取締役 近藤 宗浩 別紙の通り	令和4年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別紙

令和4年5月18日

役員変更

変更前		変更後	
氏名	役職名	氏名	役職名
戸井 信一	代表取締役		
近藤 宗浩	取締役	近藤 宗浩	新任 代表取締役
植田 栄一	取締役	植田 栄一	取締役
楠 公明	取締役	楠 公明	取締役

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 日化メンテナンス株式会社
住 所 東京都千代田区東神田2-5-12
代表者氏名 代表取締役 近藤 宗浩

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

東京都千代田区東神田二丁目5番12号
 日化メンテナンス株式会社

会社法人等番号	0100-01-027005	
商号	日化メンテナンス株式会社	
本店	東京都千代田区東神田二丁目5番12号	
公告をする方法	<u>官報により行う。</u>	
	官報に掲載する方法により行う。	令和 3年 5月12日変更
		令和 3年 5月13日登記
会社成立の年月日	昭和46年10月1日	
目的	1. 上、中、下水道処理施設の維持管理、及び補修、改造工事に関する業務 2. 浄化槽等の設備の維持管理及びサービスに関する業務 3. 建物及びこの附帯設備並びに工作物等の維持管理業務 4. 浄化槽、給排水設備等の環境設備及びこれらの付属機器の製造、販売並びに施工 5. 環境、土木、建築、農業その他建設工事全般に関する工事の施工請負 6. 下水道管路施設の調査、点検、修繕業務 7. FRPライニング施工に関する業務 8. 造園の設計、施工及び管理に関する業務 9. 太陽光発電設備、充電設備、空調設備、水道水循環設備機器の販売及び施工、修理並びに維持管理に関する業務 10. 電気製品、石油器具、ガス器具、冷暖房機器の販売及び附帯工事並びに修理に関する業務 11. 時計、カメラ、計量機器、光学機器、通信機器、教育機器、事務用機器、コンピューター機器、医療機器の販売及び修理に関する業務 12. 福祉機器（入浴装置、リハビリテーション機器）の販売、据付及び附帯サービスに関する業務 13. 排水処理施設における水処理薬剤の製造及び販売 14. 浴槽、浴槽釜・便槽、便器、貯水槽・ガス器具・厨房機器・洗面化粧台・鍵、錠の販売、施工、コーティング加工及び保守管理 15. 産業廃棄物処理に関する業務 16. 消防設備機器の販売、施工及び保守管理 17. ハウスクリーニングに関する業務 18. 飲料水、ペット用品の販売 19. 労働者派遣事業 20. 前各号に附帯する一切の事業 平成30年 5月 9日変更 平成30年 5月10日登記	
発行可能株式総数	32万株	

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 20万株	
株券を発行する旨 の定め	当社は、株式に係る株券を発行する。	
	令和 3年 6月 1日廃止	令和 3年 6月 4日登記
資本金の額	金1億円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡する場合には、株主総会の承認を要するものとする。	
	当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。 令和 3年 5月12日変更 令和 3年 5月13日登記	
役員に関する事項	<u>取締役</u> 芦 沢 公 三	平成30年 5月 9日重任
		平成30年 5月10日登記
	<u>取締役</u> 芦 沢 公 三	令和 1年 5月 8日重任
		令和 1年 5月15日登記
		令和 2年 5月13日退任
		令和 2年 5月18日登記
	<u>取締役</u> 長 谷 川 智 之	平成30年 5月 9日重任
		平成30年 5月10日登記
	<u>取締役</u> 長 谷 川 智 之	令和 1年 5月 8日重任
		令和 1年 5月15日登記
	<u>取締役</u> 長 谷 川 智 之	令和 2年 5月13日重任
		令和 2年 5月18日登記
		令和 3年 5月12日退任
		令和 3年 5月13日登記

	取締役	<u>戸井 信一</u>	平成30年 5月 9日重任
			平成30年 5月10日登記
	取締役	<u>戸井 信一</u>	令和 1年 5月 8日重任
			令和 1年 5月15日登記
	取締役	<u>戸井 信一</u>	令和 2年 5月13日重任
			令和 2年 5月18日登記
	取締役	<u>戸井 信一</u>	令和 3年 5月12日重任
			令和 3年 5月13日登記
			令和 4年 5月18日退任
			令和 4年 5月19日登記
	取締役	<u>野口 剛</u>	平成30年 5月 9日重任
			平成30年 5月10日登記
取締役		<u>野口 剛</u>	令和 1年 5月 8日重任
			令和 1年 5月15日登記
取締役		<u>野口 剛</u>	令和 2年 5月13日退任
			令和 2年 5月18日登記
取締役	<u>近藤 宗浩</u>	平成30年 5月 9日重任	
		平成30年 5月10日登記	
	取締役	<u>近藤 宗浩</u>	令和 1年 5月 8日重任
			令和 1年 5月15日登記
	取締役	<u>近藤 宗浩</u>	令和 2年 5月13日重任
			令和 2年 5月18日登記
	取締役	<u>近藤 宗浩</u>	令和 3年 5月12日重任
			令和 3年 5月13日登記
	取締役	<u>近藤 宗浩</u>	令和 4年 5月18日重任
			令和 4年 5月19日登記

	取締役	島 康 彦	平成30年 5月 9日就任
			平成30年 5月10日登記
	取締役	島 康 彦	令和 1年 5月 8日重任
			令和 1年 5月15日登記
	取締役	島 康 彦	令和 2年 5月13日重任
			令和 2年 5月18日登記
			令和 3年 5月12日退任
			令和 3年 5月13日登記
	取締役	平 川 昌 也	令和 2年 5月13日就任
			令和 2年 5月18日登記
			令和 3年 5月12日退任
			令和 3年 5月13日登記
取締役	植 田 栄 一	令和 3年 5月12日就任	
		令和 3年 5月13日登記	
取締役	植 田 栄 一	令和 4年 5月18日重任	
		令和 4年 5月19日登記	
取締役	楠 公 明	令和 3年 5月12日就任	
		令和 3年 5月13日登記	
取締役	楠 公 明	令和 4年 5月18日重任	
		令和 4年 5月19日登記	

	千葉県大網白里市みやこ野二丁目4番地2パークハウス大網東1番街1012号 代表取締役 戸井 信一	平成30年 5月 9日就任 ----- 平成30年 5月10日登記
	千葉県大網白里市みやこ野二丁目4番地2パークハウス大網東1番街1012号 代表取締役 戸井 信一	令和 1年 5月 8日重任 ----- 令和 1年 5月15日登記
	千葉県大網白里市みやこ野二丁目4番地2パークハウス大網東1番街1012号 代表取締役 戸井 信一	令和 2年 5月13日重任 ----- 令和 2年 5月18日登記
	千葉県大網白里市みやこ野二丁目4番地2パークハウス大網東1番街1012号 代表取締役 戸井 信一	令和 3年 5月12日重任 ----- 令和 3年 5月13日登記
		令和 4年 5月18日退任 ----- 令和 4年 5月19日登記
	埼玉県さいたま市見沼区堀崎町797番地9 代表取締役 近藤 宗浩	令和 4年 5月18日就任 ----- 令和 4年 5月19日登記
	監査役 五十嵐 誠	平成30年 5月 9日重任 ----- 平成30年 5月10日登記
		令和 3年 5月12日退任 ----- 令和 3年 5月13日登記
	監査役 藤沼 秀文	平成30年 5月 9日就任 ----- 平成30年 5月10日登記
		令和 2年 5月13日辞任 ----- 令和 2年 5月18日登記
	監査役 佐藤 聡直	令和 2年 5月13日就任 ----- 令和 2年 5月18日登記
		令和 3年 5月12日退任 ----- 令和 3年 5月13日登記
	取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議を以て、会社法第423条第1項の規定による取締役（取締役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

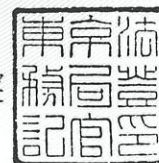
	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議を以て、<u>会社法第423条第1項の規定による監査役（監査役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
	令和 3年 5月12日廃止 令和 3年 5月13日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、<u>同法第423条第1項の規定による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、700万円以上で、当該契約において定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
	令和 3年 5月12日廃止 令和 3年 5月13日登記
取締役会設置会社に関する事項	<p><u>取締役会設置会社</u></p>
	令和 3年 5月12日廃止 令和 3年 5月13日登記
監査役設置会社に関する事項	<p><u>監査役設置会社</u></p>
	令和 3年 5月12日廃止 令和 3年 5月13日登記
登記記録に関する事項	平成28年8月8日東京都板橋区板橋三丁目9番7号から本店移転 平成28年 8月12日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 4年 5月24日
東京法務局
登記官

小山田実



日化メンテナンス株式会社定款



この定款は原本と相違ないことを証明いたします。

令和4年5月26日
東京都千代田区東神田2丁目5番12号
日化メンテナンス株式会社
代表取締役社長 近藤 宗浩



第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、日化メンテナンス株式会社と称し、Nikka Maintenance Co., Ltd.と英訳する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 上、中、下水道処理施設の維持管理、及び補修、改造工事に関する業務
2. 浄化槽等の設備の維持管理及びサービスに関する業務
3. 建物及びこの附帯設備並びに工作物等の維持管理業務
4. 浄化槽、給排水設備等の環境設備及びこれらの付属機器の製造、販売並びに施工
5. 環境、土木、建築、農業その他建設工事全般に関する工事の施工請負
6. 下水道管路施設の調査、点検、修繕業務
7. FRPライニング施工に関する業務
8. 造園の設計、施工及び管理に関する業務
9. 太陽光発電設備、充電設備、空調設備、水道水循環設備機器の販売及び施工、修理並びに維持管理に関する業務
10. 電気製品、石油器具、ガス器具、冷暖房機器の販売及び附帯工事並びに修理に関する業務
11. 時計、カメラ、計量機器、光学機器、通信機器、教育機器、事務用機器、コンピューター機器、医療機器の販売及び修理に関する業務
12. 福祉機器（入浴装置、リハビリテーション機器）の販売、据付及び附帯サービスに関する業務
13. 排水処理施設における水処理薬剤の製造及び販売
14. 浴槽、浴槽釜・便槽、便器、貯水槽・ガス器具・厨房機器・洗面化粧台・鍵、錠の販売、施工、コーティング加工及び保守管理
15. 産業廃棄物処理に関する業務
16. 消防設備機器の販売、施工及び保守管理
17. ハウスクリーニングに関する業務
18. 飲料水、ペット用品の販売
19. 労働者派遣事業
20. 前各号に附帯する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都千代田区におく。

第4条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役を置く。

第5条 (公告方法)

当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は320,000株とする。

第7条（株券の不発行）

当社の株式については、株券を発行しない。

第8条（株式の譲渡制限）

当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

第9条（基準日）

当社は、毎年2月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役の決定によって予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

第10条（募集株式の発行等）

株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、株主総会の決議により定める。

② 募集株式を引き受けようとする者が、その総数の引受けを行う契約を締結する場合には、当該契約の承認は、本定款第14条第2項に定める株主総会の決議による。

第3章 株 主 総 会

第11条（招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

② 株主総会を招集するには、株主総会の日々の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

第12条（招集手続の省略）

株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第13条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定によって代表取締役が招集する。ただし、代表取締役に事故あるときは、予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

② 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故あるときは、予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第14条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行

う。

第15条（株主総会の決議等の省略）

取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

② 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条（議事録）

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役

第18条（員 数）

当会社の取締役は、5名以内とする。

第19条（選任及び解任の方法）

取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第20条（任 期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

第21条（代表取締役）

株主総会の決議により、取締役の中から代表取締役を選定する。また、必要に応じ、株主総会の決議により、さらに代表取締役を定めることができ、各自会社を代表する者とする。

第22条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

第23条（事業年度）

当会社の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

第24条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

第25条（剰余金の配当等の除斥期間）

剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときには、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の剰余金の配当には利息をつけない。